

川越市週休 2 日制適用工事要領（建築工事）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業界における技術者の離職対策や若年者が入職しやすい職場環境づくりを支援し、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の育成・確保を目指すための取組として、本市発注の建築工事において「週休 2 日制適用工事」（以下「適用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「適用工事」とは、「週休 2 日制適用工事（現場閉所型）（以下、適用工事（現場閉所型）という。）」及び「週休 2 日制適用工事（交替制）（以下、適用工事（交替制）という。）」の総称をいう。

- 2 この要領において「建築工事」とは、公共建築工事積算基準（国土交通省）又は埼玉県建築工事積算基準を適用する工事をいう。
- 3 この要領において「適用工事（現場閉所型）」とは、対象期間において、現場閉所（現場休息）による週休 2 日に取り組む方式をいう。

（1）週休 2 日

ア 完全週休 2 日

対象期間において、全ての週（土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2 日以上の現場閉所（現場休息）（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（2 日 / 7 日）以上）を達成したと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、達成しているものとみなす。

また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場

閉所（現場休息）日に指定するものとする。なお、完全週休2日
に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

イ 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所（現場休息）では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、原則として対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

(3) 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。

ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、原則として現場閉所（現場休息）日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(6) 現場着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

(7) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

4 この要領において「適用工事（交替制）」とは、対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式をいう。

(1) 週休2日

ア 完全週休2日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で対象者の休日率が28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、月単位の週休2日（4週8休以上）の判断にあたって、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても、28.5%に満たない場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休

日確保を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

ウ 通期の週休2日

対象期間において、対象者の休日率が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

(4) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

（対象とする適用工事）

第3条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、次に掲げる工事のほか、適用工事（現場閉所型）及び適用工事（交替制）のいずれも困難な工事は、適用工事としないこと

も可能とする。

- (1) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
 - (2) 対象期間が1箇月未満の工事
- （発注方式）

第4条 適用工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所（現場休息）が困難な工事については、適用工事（交替制）とすることができる。

2 適用工事（交替制）として発注した場合において、受注者が適用工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手までに受発注者間で協議し、適用工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。

3 一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、すべての工事において同一の発注方式を選択するものとする。

（適正な工期の確保）

第5条 公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮するものとする。

2 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じたとき。
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生したとき。
- (3) 工事中止や工事一時中止により、全体工程に影響が生じたとき。
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたとき。
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じたとき。

（積算方法等）

第6条 適用工事は、別表に掲げる補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。（市場単価及び物価資料の掲載価格の補正率は、令和7年12月10日付け国営積

第7号、大臣官房官序営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する。) ただし、見積り単価を除く。また、完全週休2日においては現場管理費を補正する。

2 適用工事は、別表に掲げる完全週休2日を達成した場合の補正係数により労務費及び現場管理費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。

なお、現場閉所（現場休息）率又は休日率の達成状況を確認後、完全週休2日が未達成の場合で、月単位の週休2日を達成する場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日に変更するものとし、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の達成有無に関わらず、補正係数を除した変更を行うものとする。

（実施方法）

第7条 発注者は、適用工事の発注に当たっては、別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制適用工事」である旨の明示」に基づき入札公告等に明示する。

2 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整する。

3 受注者は、適用工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は、次の記載例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

＜記載例＞

週休2日制適用工事

この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

工事名 ○○○○工事

発注者 川越市

受注者 ○○○建設株

4 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。

(1) 適用工事（現場閉所型）

ア 受注者は、現場閉所（現場休息）を行う場合は、事前に現場閉所（現場休息）を行う旨を発注者に報告する。ただし、以下に該当する場合は、報告不要とする。

- (ア) 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- (イ) 週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合
- (ウ) 官公庁の休日の場合

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）を行う場合については、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、発注者に報告するものとする。

イ 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には、川越市ワンデーレスpons実施要領（平成28年4月1日施行）に基づく円滑な実施に努める。

ウ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(2) 適用工事（交替制）

ア 受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式第2号）」を発注者に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について発注者の確認を受ける。

イ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

5 現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、工事完成予定日の21日前までに、適用工事（現場閉所型）においては「現場閉所実績報告書（様式第1号）」を、適用工事（交替制）においては最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式第2号）」及び「休日確保実績報告書（様式第3号）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所（現場休息）率又は休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。ただし、発注者は、必要に応じて工事完成予定日の21日前よりも以前の提出期日を定めることができる。
- (2) 受注者は、工事完成予定日の21日前までに現場が完成していない場合は、(1)に規定する提出日から現場完成日までの現場閉所（現場休息）率又は休日率については、見込みで提出する。また、

変更があった場合は、その都度速やかに再提出し、現場閉所（現場休息）率又は休日率について発注者の確認を受ける。

(3) 発注者は、現場閉所（現場休息）率又は休日率の達成状況に応じて、前条に定める経費について必要となる契約変更を行う。

(工事成績評定)

第8条 工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。ただし、通期の週休2日が達成できなかった場合や、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考查項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月20日から施行する。

別表（第6条関係）

経 費	完全週休2日	月単位の週休2日
労 務 費	1. 0 2	1. 0 2
現 場 管 理 費	1. 0 1	—

別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制適用工事」である旨の明示」

<入札公告>

1 入札対象工事

(5) その他

本工事は「週休2日制適用工事（※）」の対象工事である。

<特記仕様書>

・週休2日制適用工事

本工事は「週休2日制適用工事（※）」の対象工事である。実施は、川越市週休2日制適用工事要領（建築工事）（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。

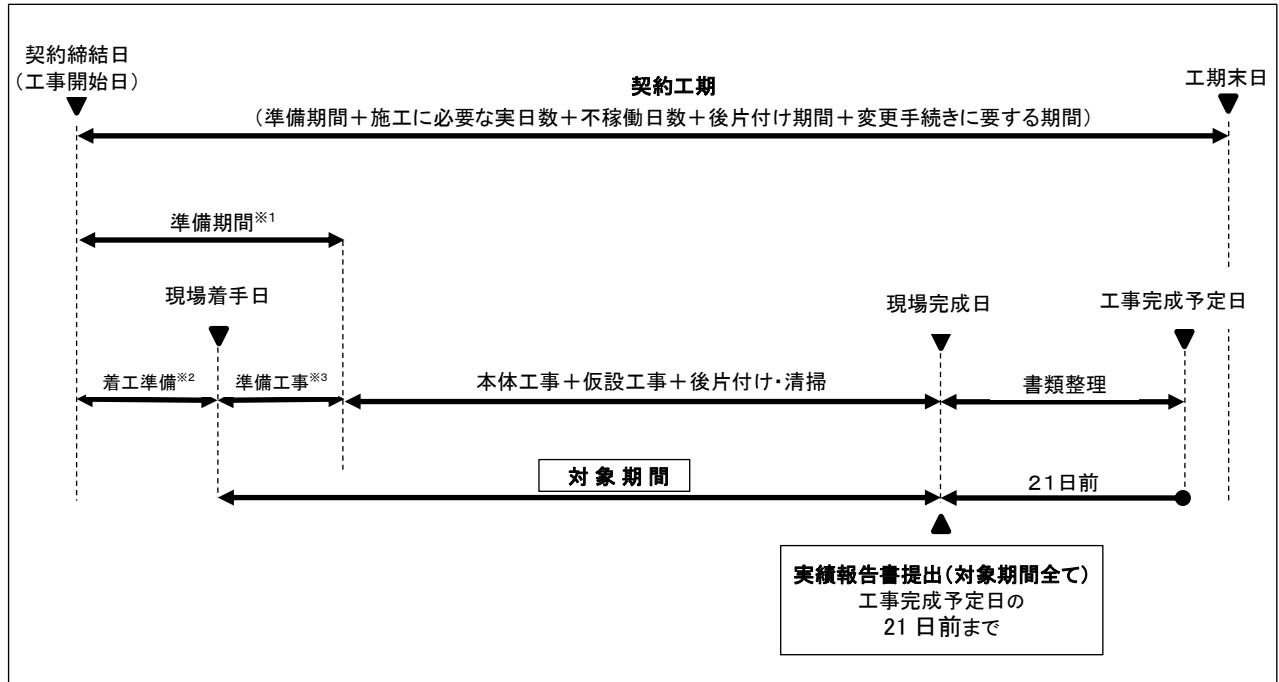
川越市総務部技術管理課ホームページ

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011724/1011747.html>

※ 発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入。

(参考資料)実績報告書の提出について

<21日前までに現場施工が完了する場合>



<21日前までに現場施工が完了しない場合>

